

大規模集客施設立地要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」に沿って大規模集客施設の立地誘導を市が判断する場合の手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「大規模集客施設」とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超え、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域内に建築するものをいう。

2 この要綱において「大規模集客施設の新築等」とは、大規模集客施設の新築又は既存の建築物の増築若しくは既存の建築物の全部若しくは一部の用途の変更でその用途に供する部分(共有部分含む。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるものをいう。

3 この要綱において「事業者」とは、大規模集客施設の新築等をし、又はしようとする者をいう。

4 この要綱において「地域住民等」とは、第4条第2号及び第3号に規定する団体並びに当該地域の住民などをいう。

(施設計画の相談)

第3条 事業者は、大規模集客施設の新築等を行うときは、都市計画法、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づく許認可申請に先立ち、次に掲げる事項を記載した施設計画相談書(以下「相談書」という。)を作成し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(2) 大規模集客施設の名称

(3) 大規模集客施設の所在地

(4) 大規模集客施設の規模(敷地面積、建築面積、延べ床面積、施設面積)

(5) 大規模集客施設の概要(テナントの状況、構造・階層、営業時間)

(6) 施設立地までのスケジュール

(7) 予定事業期間

(8) 撤退時の土地利用転換に関する対応

2 相談書には、次に掲げる書類を添付する。

(1) 関係図面(広域・周辺見取図、建物配置図、平面図など)

(2) 大規模集客施設影響調査指針(大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(平成20年兵庫県条例第5号))に基づく影響調査

(3) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19

年度経済産業省告示第16号)に基づく対応

(4) 地域貢献計画書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(地域貢献計画書)

第4条 地域貢献計画書に記載する内容は、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

(1) 市が進める地域づくりへの協力

(2) 地域づくりに取り組む諸団体（NPOやボランティア団体等）との連携

(3) 地域コミュニティ（自治会や子ども会等の地縁組織）との連携

(4) 上記アからウに関する協定の締結

(5) 地域事業者との連携

(6) 地域及び市内業者が行う商品開発、販路開拓等に関する支援

(7) 市特産品の普及への協力

(8) 従業員等の採用に関する地域からの雇用優先

(9) 女性雇用（特に母子家庭、出産・育児による退職者の再雇用）の促進

(10) 公益的スペースの提供（託児所、住民活動の拠点など）

(11) その他必要と認められるもの

(施設計画の適否)

第5条 市長は、第3条に規定する相談書を受け付けた場合は、大規模集客施設審査委員会設置要綱に規定する大規模集客施設審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告するとともに、意見を求めた後に、説明会の開催又は施設計画の却下のいずれかを決定するものとする。

2 市長は、前項の決定の内容を事業者に通知するものとする。

(説明会等の開催)

第6条 事業者は、前条に基づく説明会の開催決定通知があった場合は、速やかに相談書の内容について市に対して説明会を開催するとともに、関係部局と協議しなければならない。

2 事業者は、市に対する説明会の後、地域住民等に説明会を開催するとともに、意見交換の機会を設けなければならない。

3 事業者は、前項の説明会を開催する2週間前までに、地域住民等説明会実施計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、第2項の説明会を開催したときは、速やかに説明会実施報告書を市長に提出しなければならない。

(施設計画の審査)

第7条 審査委員会は、相談書の内容及び説明会等の開催により市が進める地域づくりの推進の見地からその内容について審査し、施設計画の認定又は却下のいずれかを決定するものとする。

(事業者に対する通知)

第8条 市長は、施設計画の認定を決定した場合は、事業者に対して次に掲げる条件を付して結果を通知するものとする。

(1) 地域貢献計画は、営業年度ごとに作成し、継続的に地域貢献活動を実施するため、次期の「地域貢献計画書」については、当該年度の末日の3箇月前

までに市長に届け出しなければならない。

(2) 地域貢献活動の実施状況は、定期報告書を毎営業年度終了後1箇月以内に市長に届出するとともに公表しなければならない。

(3) 関係団体等との意見交換その他必要と認められるものを実施しなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、施設計画の却下を決定した場合は、事業者に対してその旨を通知するものとする。

(相談書の変更)

第9条 第3条から前条までの規定は、相談書の事項を変更した場合に準用する。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りでない。

(相談書の取下げ)

第10条 事業者は、施設計画を廃止したときは、相談書の取下げをしなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

付 則

(施行期日) (大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(平成20年3月5日兵庫県条例第5号)の改正により、一部改正を行う。)

この要綱は、平成20年3月17日から施行する。